

# 令和8年度（2026年度）農福連携技術支援者育成研修企画・運営業務委託 企画コンペ実施要領

## 1 業務名

令和8年度（2026年度）農福連携技術支援者育成研修企画・運営業務

## 2 目的

この要領は、次の対象業務（以下「業務」という。）を委託するにあたり、提案公募による随意契約（企画コンペ）により業務受託業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

## 3 業務の内容

- (1) 委託業務名 令和8年度（2026年度）農福連携技術支援者育成研修企画・運営業務
- (2) 業務内容  
別紙「令和8年度（2026年度）農福連携技術支援者育成研修企画・運営業務委託仕様書」による
- (3) 契約期間  
契約締結の日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで
- (4) 権利  
委託業務に関する全ての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

## 4 予算上限額

- (1) 契約限度額（予算額）  
1, 980千円（消費税及び地方消費税相当額（適用税率10%）を含む）を上限とする。ただし、この金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約時の予定価格を示すものではない。
- (2) 対象経費  
事業の実施に直接必要となる経費。ただし、講師の旅費や報酬、会場やバスの借り上げ、資料の印刷及び配布は県で行うこととし、委託料に含めない。

## 5 業務実施スケジュール（予定）

公告（県HPにて）	令和8年7月 8日（水）
入札参加資格新規申請	令和8年7月15日（水）午後3時
参加申込・質問書提出期限	令和8年7月23日（木）午後4時
企画提案書提出期限	令和8年7月29日（水）午後4時
選定審査会	令和8年7月31日（金）～8月3日（月）
結果通知	県の審査後、速やかに
契約内容協議・契約締結	審査会以降、速やかに
委託終了	令和9年3月12日（金）
業務実績報告書提出期限	令和9年3月12日（金）午後4時

## 6 参加資格要件

次の各号を全て満たしていること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有する者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、令和8年7月15日（水）午後3時までに入札参加資格の新規申請を行うこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とした団体ではないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 7 企画コンペへの参加登録

企画コンペへの参加希望者は、担い手支援課が提示する仕様書等を確認のうえ、次のとおり参加申込書（様式1）及び質問書（様式2）（質問がある場合のみ）を提出すること。

- (1) 提出書類
  - ①様式1「参加申込書」
  - ②添付書類
    - ア 会社概要（別紙）
    - イ 直近事業年度における財務諸表
    - ウ 分野及び農業人材育成分野を中心にした直近3決算期における主要業務実績の一覧表
    - エ 事業者の取組に関する申出書（別紙3様式）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出先 担い手支援課
- (4) 提出期限 令和8年7月23日（木）午後4時まで
- (5) 提出方法 あらかじめ写しを担い手支援課担当あて、電子メールで提出のうえ、持参又は郵送（電子メールは受付期間内必着とする）。
- (6) 質疑等 業務内容や企画提案書作成にあたり質疑がある場合は、令和8年7月23日（木）午後4時までに様式2「質問書」により電子メールにて事務局へ

提出のこと。なお、受付期間を超えた質疑については回答しない。また、質問書に対する回答は、質問者を匿名として全ての参加者に対して行う。

## 8 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 様式3「企画提案書」  
別紙2「事業者の取組みに関する申出書」及び添付資料
- (2) 提出部数 5部（正本1部、副本4部）
- (3) 提出先 担い手支援課
- (4) 提出期限 令和8年7月29日（水）午後4時まで
- (5) 提出方法 あらかじめ写しをメールで提出のうえ、印刷物を持参または郵送（提出期限内必着）により提出すること。

## 9 選定審査会の実施

- (1) 審査期間 令和8年7月31日（金）～8月3日（月）
- (2) 審査員

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査員は、熊本県職員の中から、業務の関連または業務実績を考慮して4名程度を選出する（別表第1）。

- (3) 審査及び委託候補者の選定

- ・審査は書面審査とする。
- ・審査では、別表第2に定める審査の視点に基づき評価・評点を行う。
- ・審査員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×4人＝400点とする。各審査員が採点した得点の合計が最も高い提案者を委託候補者として選定する。なお、総得点が同点となった場合は、同点となった提案者の中から審査員による投票を行い、多数票を得た提案者を委託候補者として選定する。
- ・最低基準を60点×4名＝240点とし、全ての参加者が最低基準に満たなかった場合は、委託候補者該当なしとして再度公告の上、企画提案書を募集する。
- ・最上位の提案者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を委託候補者とする。

- (4) 結果通知

選定結果は、電子メールにより参加者全員に通知する。なお、審査内容に係る問い合わせ及び異議については受け付けない。

## 10 契約

審査の結果、契約候補者となった者と県の協議により、予算額の範囲内で、熊本県会計規則に基づき契約者及び契約金額決定の手続きを行った後、契約候補者と契約の手続きを行う。原則として契約額の1/10以上を契約保証金として納入する必要がある。

なお、契約候補者と契約が成立しない場合（必要となる契約条件に合致しない場合や契約の締結を辞退した場合等）は、審査会の選定において次点とされた提案者と契約締結の協議を行う。

## 11 主催及び事務局（提出先）

【主催者】 熊本県

【事務局】 熊本県農林水産部生産経営局担い手支援課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

TEL 096-333-2382 担当：村上

メール murakami-k@pref.kumamoto.lg.jp

## 15 留意事項

- ・企画コンペに要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・応募者による辞退は自由に行うことができ、辞退によって、県から不利な取扱を受けることはない。
- ・採用された企画提案の著作権は、県に帰属する。
- ・審査結果に関する質疑には応じない。

別表第1

職 名	備 考
熊本県農林水産部生産経営局 担い手支援課 課長	審査員長
熊本県農林水産部生産経営局 担い手支援課 審議員	
熊本県農林水産部生産経営局 担い手支援課 班長	
熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課 課長補佐	

別表第2

		評価の視点	配点	小計	
1	実施能力	業務の目的を達成するために必要かつ十分な能力を有しているか	会社規模、財務内容	15	25
			業務を実施する体制及び主要構成員の経歴等		
			類似事例の業務実績		
2	理解	目的及び基本方針を理解しているか	基本構成	5	
3	運営	効果的かつ効率的に運営を行おうとしているか	スケジュール	5	
			事業費積算は企画に対し適正か		
4	農福連携技術支援者 育成研修	農業側と福祉側双方にとって農福連携の専門的な知識を学ぶことができ、実践できる効果的なカリキュラムの構成、講師陣となっているか	カリキュラムの構成案	10	60
			想定される主な講師陣	15	
			実施内容（実践的な内容か）	10	
5		農業側、福祉側双方に配慮した講義方法や資料作成等適切な支援がなされているか	支援内容、実践的な工夫	10	
6	フォローアップ 研修	現場での実践を振り返り、課題解決を図る内容となっているか。	実施内容	10	
7		修了生等のネットワーク構築及びフォローアップにつながるような内容となっているか。	企画内容	5	
8	共通	新たな追加提案がなされているか。また効果的な内容か。	企画内容	10	10
9	事業者取組	① 熊本県ブライト企業認定を受けている		1	5
		② 障がい者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度または前年度）がある、または③協力雇用主登録制度に登録がある		1	
		④ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または⑤森林吸収量認定書の交付実績（当該年度または前年度）がある		1	
		⑥ 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録している		1	
		⑦ 熊本県SDGs登録制度に登録していること、または、⑧パートナーシップ構築宣言に登録している		1	
			計	100	100

※各委員100点満点の合計400点満点で審査し、合計点240点を下回った場合は、提案を採用しないこととする。